

Ⅶ. リスクアセスメント

本編では化学物質に関することのみを記載。

1 化学物質のリスクアセスメント

(1) リスクアセスメントとは

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討すること。

労働安全衛生法の改正により、674 の化学物質（労働安全衛生法施行令の別表第 9 など）について、それを取り扱う作業が作業者にとって健康上問題がないかどうかを判定するリスクアセスメントが義務付けられている（平成 28 年 6 月 1 日施行）。

(2) 対象となる事業場

業種、事業場規模にかかわらず、対象となる化学物質の製造・取扱いを行う全ての事業場が対象となる（製造業、建設業だけでなく、清掃業、卸売・小売業、飲食店、医療・福祉業等、様々な業種で化学物質を含む製品が使われており、労働災害のリスクがある）。

(3) リスクアセスメント実施義務の対象物質

対象物質は安全データシート（SDS）の交付義務の対象である 672 物質である。

672 物質は、「https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/GHS_MSD_FND.aspx」で公開されている（平成 29 年に非結晶質シリカが除外され、平成 30 年 7 月に 10 物質が追加されたことにより、現在は 672 物質）。

(4) リスクアセスメントの実施時期

【法律上の実施義務について】

- ・対象物を原材料等として新規に採用、または変更するとき。
- ・対象物を製造し、または取り扱う業務の作業方法や作業手順を新規に採用、または変更するとき。
- ・対象物による危険性または有害性等について変化が生じた、または生じるおそれがあるとき（新たな危険有害性の情報が、SDS 等により提供された場合等）。

【指針による努力義務】

- ・労働災害発生時（過去のリスクアセスメントに問題があるとき）。
- ・過去のリスクアセスメント実施以降、機械設備等の経年劣化、労働者の知識経験等、リスクの状況に変化があったとき。
- ・過去にリスクアセスメントを実施したことがないとき（施行日である平成 28 年 6 月 1 日前から取り扱っている物質を、施行日前と同様の作業方法で取り扱う場合で、過去にリスクアセスメントを実施したことがない、または実施結果が確認できない場合）。

2 化学物質のリスクアセスメントの手順

(1) 化学物質等による危険性又は有害性の特定(安衛法第 57 条の 3 第 1 項)

すべての業務場所や業務について、取り扱われる化学物質を洗い出した上で、SDS に記載されている GHS 分類などに即して危険性または有害性を特定する。

(2) 特定された危険性又は有害性によるリスクの見積もり(安衛則第 34 条の 2 の 7 第 2 項)

(1) で特定した化学物質ごとに有害か否か、有害である場合はどのような有害性があるかを特定する。

(3) 見積もられたリスクが許容リスク内であるかリスク評価(安衛法第 57 条の 3 第 1 項)

作業者のばく露の程度と有害性の程度から、リスクの程度を見積もり、そのリスクが許容範囲内であるか否かを評価し、リスク低減措置の内容を検討する。

(1)～(3)がリスクアセスメントとなる。

(4) 許容リスク内でない場合、リスク低減措置の実施(安衛法第 57 条の 3 第 2 項 努力義務)

リスクが許容範囲を上回った場合は、設備作業等を見直し、局所排気装置の改善等、作業者のばく露を少なくするための措置を講じる。その後、リスクが許容範囲内であるか否か、確認のため改めてリスクを見積もる。

(5) リスクアセスメント結果の労働者への周知(安衛則第 34 条の 2 の 8)

下の周知事項について、作業場への常時掲示または備え付けや労働者への書面の交付、電子媒体で記録し作業場に常時確認可能な機器(パソコン端末等)を設置する等して労働者へ周知する。

【周知事項】

①対象物の名称

②対象業務の内容

③リスクアセスメントの結果(特定した危険性または有害性、見積もったリスク)

④実施するリスク低減措置の内容

法第 59 条第 1 項に基づく雇入れ時の教育と同条第 2 項に基づく作業変更時の教育において上記の周知事項を含めるものとされている。

3 化学物質のリスクアセスメント手法の種類

リスクアセスメント手法には、次のようにいくつか種類があり、業務の実態に応じて適した方法を選ぶ。

(1) 事前調査に基づく専門的判断

過去の記録、経験、技術的常識、リスクアセスメント実施結果等から複合的に判断する。

(2) 定量的な方法

- ・個人サンプラーによる個人ばく露濃度測定
- ・作業環境測定による気中濃度測定
- ・簡易測定器による気中濃度や個人ばく露濃度測定
- ・数理モデルを用いた個人ばく露濃度等の推定

(3) 定性的な方法

・コントロール・バンディング

化学物質(有害性)のリスクアセスメントの定性的な手法として、評価項目をいくつかのバンドに分け、簡単なマトリックスを用いてリスクの評価を行う手法。

コントロール・バンディングの実施支援システムが、職場のあんぜんサイトに載っている。

「 https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc07_1.htm 」

簡単にできるというメリットがある一方で、定量的な方法に比べて大まかな評価しかできないため、かなり安全側にリスクが評価され、安全を期するために必要以上の対策を採ることが多くなる。